

都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意・協議に関する提出書類

開発行為に伴う都道施設への影響を審査するにあたっては、下表に掲げる書類を作成し、整理して提出してください。

なお、図面はすべて開発区域を赤枠で囲むほか、その他の着色は開発許可申請に準じてください。また、同意・協議書類はインデックスで整理し、ファイルに綴じてください。

事前協議・書類提出等のため当所を訪問される際には、あらかじめ担当者に連絡してください。

- ①同意協議申請(都道の拡幅を伴う計画がある場合)・・・2部(正1・副1)
②同意申請・・・2部(正1・写し1)

提出書類	留意事項
開発同意申請書、開発同意・協議申請書	適宜修正して利用してください。
委任状	委任を受けた方が手続きをする場合に必要です。
①位置図	
②現況図	
③公図の写し(申請地及び付近、コピー可) 全部事項証明書(コピー可)	土地の権利者を確認するために必要です。開発区域内の土地について、申請者以外に権利を持つ者がいる場合は、都市計画法第29条に基づく開発許可申請に用いる同意証明書のコピーを添付してください。
④求積図	開発区域内の求積図が必要です。
⑤官民境界確定図の写し(コピー可)	境界確定未済の場合は、道路区域証明(申請者の費用負担が必要)が必要になります。
⑥設計説明書(設計概要書)	
⑦土地利用計画図	
⑧公共施設概要書(都道部)	本工事に起因して移設・撤去・及び新設等をする道路施設(道路附属物を含む)を記載してください。
⑨公共施設の管理者に関する図面	現況と施工後の詳細が確認できる都道部拡大図面を添付してください。
⑩造成計画平面図及び造成計画断面図	切土及び盛土について図示してください。
⑪排水施設計画平面図	取付け道路の雨水枡や下水マンホール等、下水設置箇所及び流水処理計画を記入してください。
⑫下水道管理者の同意・協議書の写し 他の管理者の同意・協議書の写し	申請書のコピー(受付印のあるもの)も添付してください。 開発工事完了後、取付け道路が区道として管理される場合に、将来管理者となる各区道路管理者の同意を得てください。 開発区域内に従前、建築基準法第42条第2項道路がある場合は、その土地について関係機関との協議書のコピーを添付してください。

その他

現況写真	現況が把握できる現場付近の写真を添付してください。(都道部において道路及び道路附属物の移設・撤去及び新設等がある場合は、都道部の現況写真を添付してください。)
その他指示されたもの	必要に応じて添付してください。

※ 問い合わせ先 東京都第四建設事務所 管理課 管理担当
電話:03-5978-1707(直通) / FAX:03-3947-0824